

1-33-11

世子尚豊の、冊封使の迎接のため都通事金応元等を遣わす執

照 (一六三三、二一四)

琉球国中山王世子尚(豊)、王爵を請封し愚忠を効し盛典を昭らかにする事の為にす。

崇禎五年(一六三二)五月二十九日、福建等処承宣布政使司の咨を准くるに前事あり。国に到り、此れを准く。崇禎五年六月初五日、続いて欽差の正使戸科左給事中杜(三策)・欽差の副使行人司司正楊(掄)の咨を准け、称するを蒙るに、艦工竣ると雖も、桅木求め難く、風汛既已に時を逾え、吉期は応に來夏を須つべし。徒らに靡盪の憂を懐くも、克く濟るの具の鮮きを奈んせん。茲に官を遣わして迎封せる船の廻るに因り、理として合に移咨し回復すべし。査照して施行せよ、等の因あり。

此れを准け、奉行す、等の因あり。仰ぎ瞻るに、使命の嚴重にして大礼の繫関すれば、理として当に重復して奉迎すべし。此の為に旧冬、咨して正議大夫林国用等を差わし前赴して迎接せしむ。今春、照得するに、例として該に備咨して都通事金応元等を遣わし、前赴して迎接せしむべし。合行に給照して以て通行に便なら

しむべし。此の為に今、仁字第三十一号半印勘合執照を給し、後に開す員役に付与し、収執して前去せしむ。如し津関の去処の驗実に遇わば、即便に放行し、稽遲し違悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 金応元 人伴四名

使者二員 倪士 馬吾良 人伴四名

通事一員 林有材 人伴二名

管船火長・直庫二名 紅有輝 宝実

梢水共に六十四名

右の執照は都通事金応元等に付し、此れに准ぜしむ

崇禎六年(一六三三)二月初四日給す

執照

注(1) 咨 (〇八一〇九)。

(2) 崇禎五年…咨 崇禎五年六月初五日の杜三策の咨は(〇八一〇八)であるが、『歴代宝案』にない同日付の楊掄の咨があり、その一部が(一九一七)(一九二〇)に引用されている。ここで「称するを蒙るに」のあと、「…等の因あり」までの間は楊掄の咨の引用である。

(3) 馬吾良 不詳。あるいは今帰仁親雲上篤盈か。唐名蘭久契、童名思五良、一五九五—一六五九年。那覇蘭氏(糸嶺家)二世。崇禎六年二月四日、官舎として金応元らと請封のため渡

1-33-12

国王尚豊の、空白の公文用紙を王舅呉鶴齡等に持参させ、あわせて冊封使への宴金をもたせるむねの執照

(一六三三、一〇、一五)

琉球国中山王尚(豊)、公務の事の為にす。

照得するに、進上の謝恩の表箋併びに部文、各項の公文は全て同(と)に心を用いて照管す可(べ)く、損湿を得る母らしむ。但だ水陸の路途は俱に三千里の遙かなる有り。特に、空白の紙文を將て王舅呉鶴齡・大夫蔡堅に付与し、收領して前去せしめて以て備用に防(そな)う。如若(もし)用いざれば宜しく当に回繳すべし。併びに二天使の宴金二封を附し、同に齎して京に赴き進上し、二使臣に給賞せしむ。違悞して使ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

右の執照は王舅呉鶴齡・正議大夫蔡堅に付し、此れに准ぜしむ

崇禎六年(一六三三)十月十五日給す

執照

注(1)二天使の宴金二封(一三三〇)を参照。

1-33-13

国王尚豊の、進貢のため正議大夫蔡錦等を遣わす執照

(一六三四、九、一一)

琉球国中山王尚(豊)、進貢の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・都通事等の官の蔡錦等を遣わし、杏を捧じ表箋を齎しむ。船隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤を載運して京に赴き進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して使ならざるを恐る。合行(ま)きに給照すべし。今、仁字第三十七号半印勘合執照を給し、通事蔡国材等に付し、收執して前去せしむ。如し経過の関津把隘(と)の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して使ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 蔡錦 人伴一十名

使者一員 毛紹賢 人伴五名

都通事一員 梁廷器 人伴五名

存留在船都通事一員 陳華 人伴四名

存留在船使者二員 盛世佐 吳徳純 人伴四名

存留在船通事一員 蔡国材 人伴二名

管船火長・直庫二名 二郎 馬志

梢水共に七十九名